処分業者における
電子マニフェスト利用状況に関する
アンケート調査結果

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
（JWセンター）

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.

1. 調査目的

処分業者の電子マニフェストシステム利用状況を把握し、今後の電子マニフェスト普及活動とより一層のシステムの利便性向上を図るための参考情報を得るために、アンケート調査を実施した。

2. 調査方法

（1） 調査期間

令和4年9月26日～10月24日

（2） アンケート方法

電子マニフェスト加入の処分業者の担当者メールアドレス宛に調査協力のメールを送付し、アンケートフォームにより回答を得た。

（3） メール送付先

処分業者の加入者のうち、複数件の加入による同一メールアドレスの重複分を除いた7,921者

3. アンケート回収状況

送付数	7,921
回答数	351
回答率	4%

4. アンケート集計結果（24項目）

（1）貴社が取引している排出事業者で1番多い業種を教えてください。

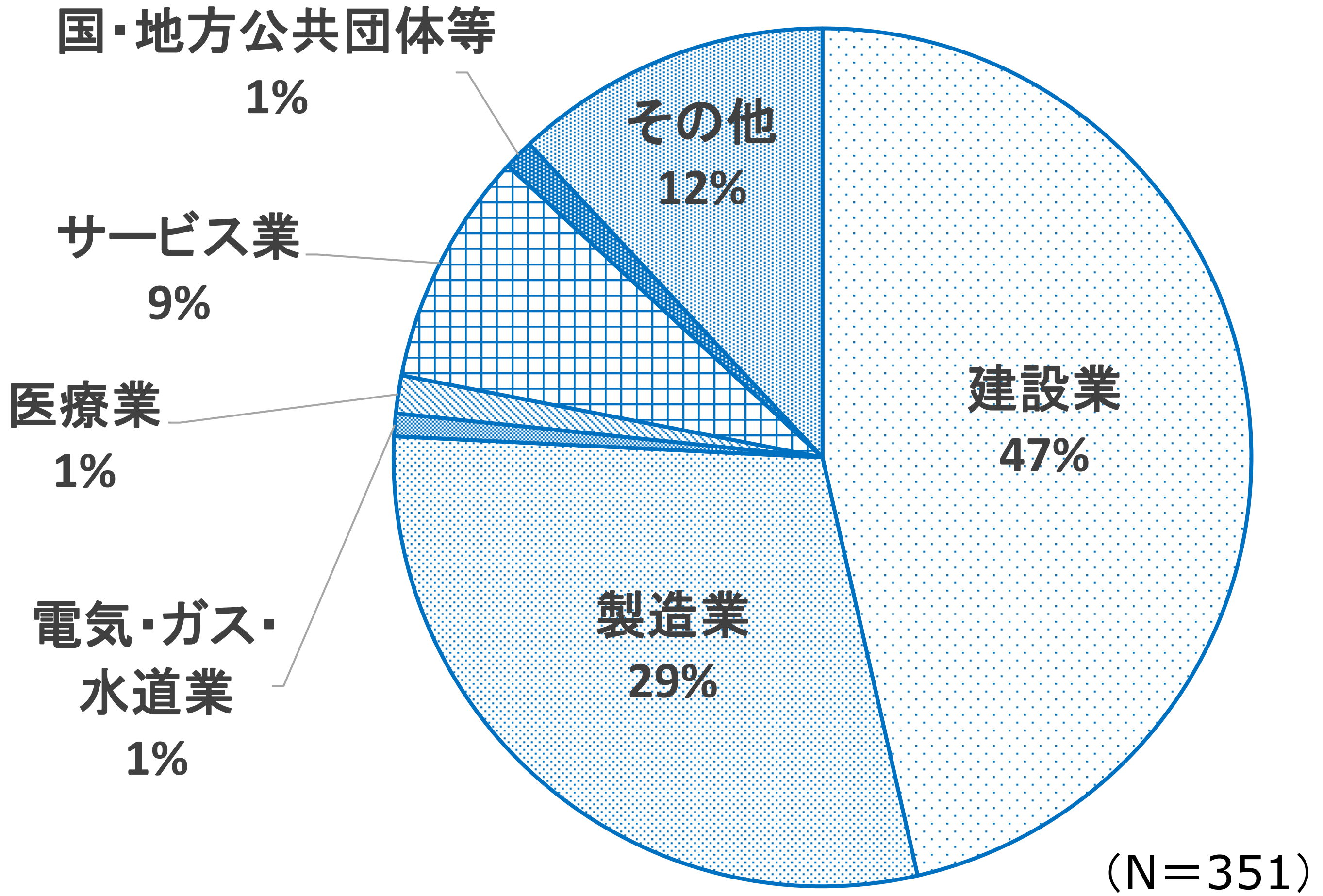

（2）貴社が処分をされている主要な産業廃棄物を教えてください。マニフェスト件数上位3種類を選択してください。

1位（N＝348）

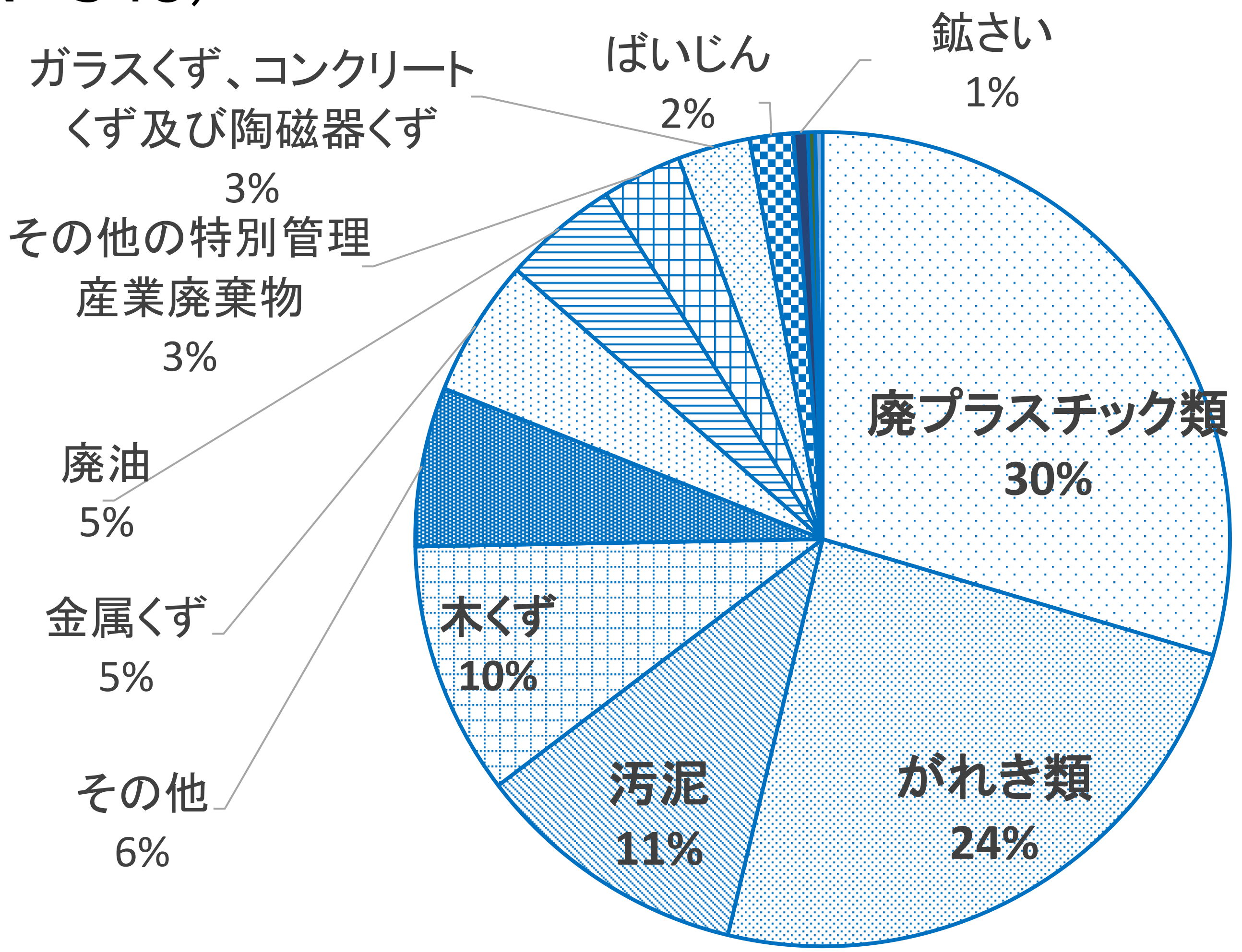

（2）貴社が処分をされている主要な産業廃棄物を教えてください。マニフェスト件数上位3種類を選択してください。

2位（N＝246）

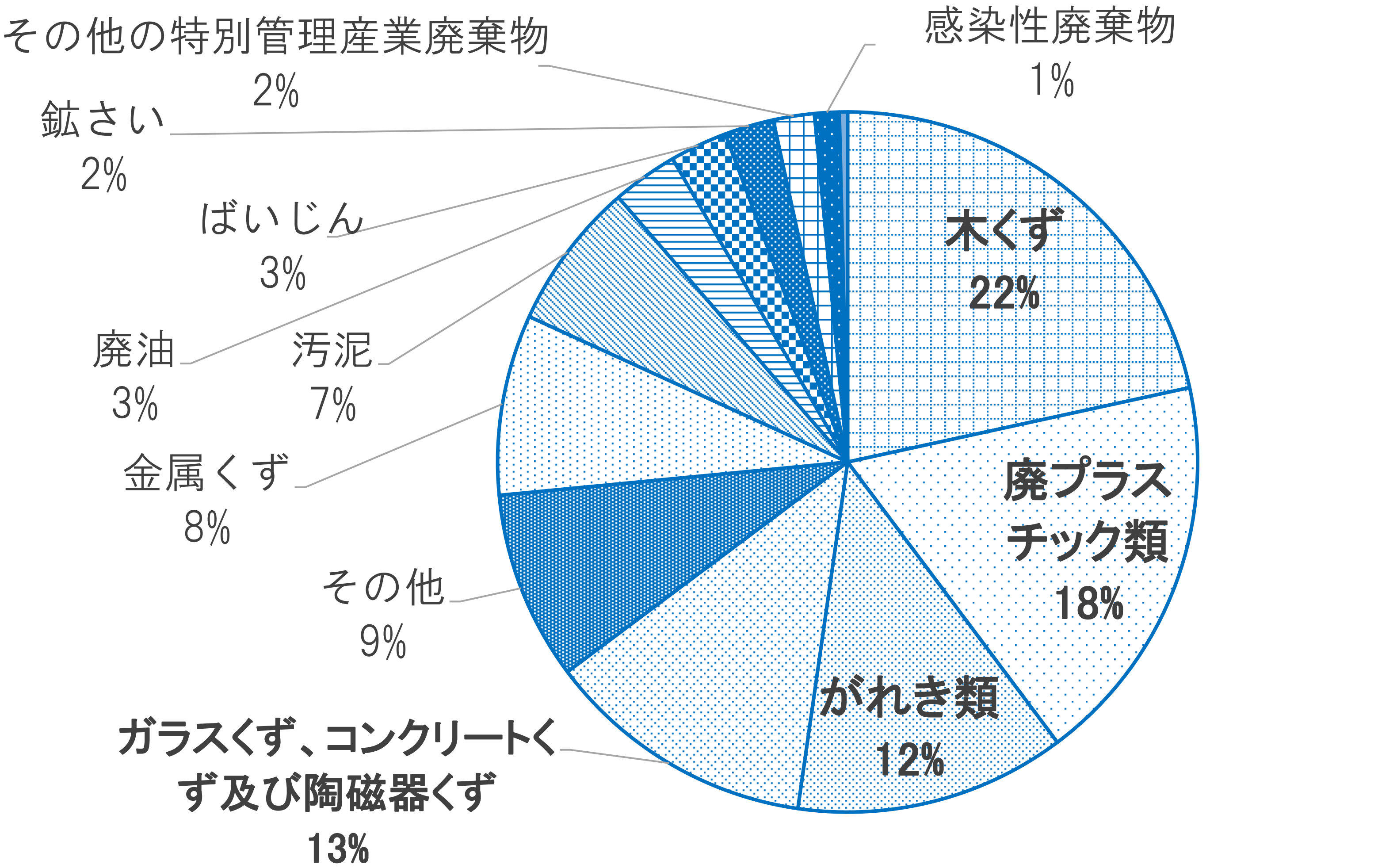

（2）貴社が処分をされている主要な産業廃棄物を教えてください。マニフェスト件数上位3種類を選択してください。

3位（N=210）

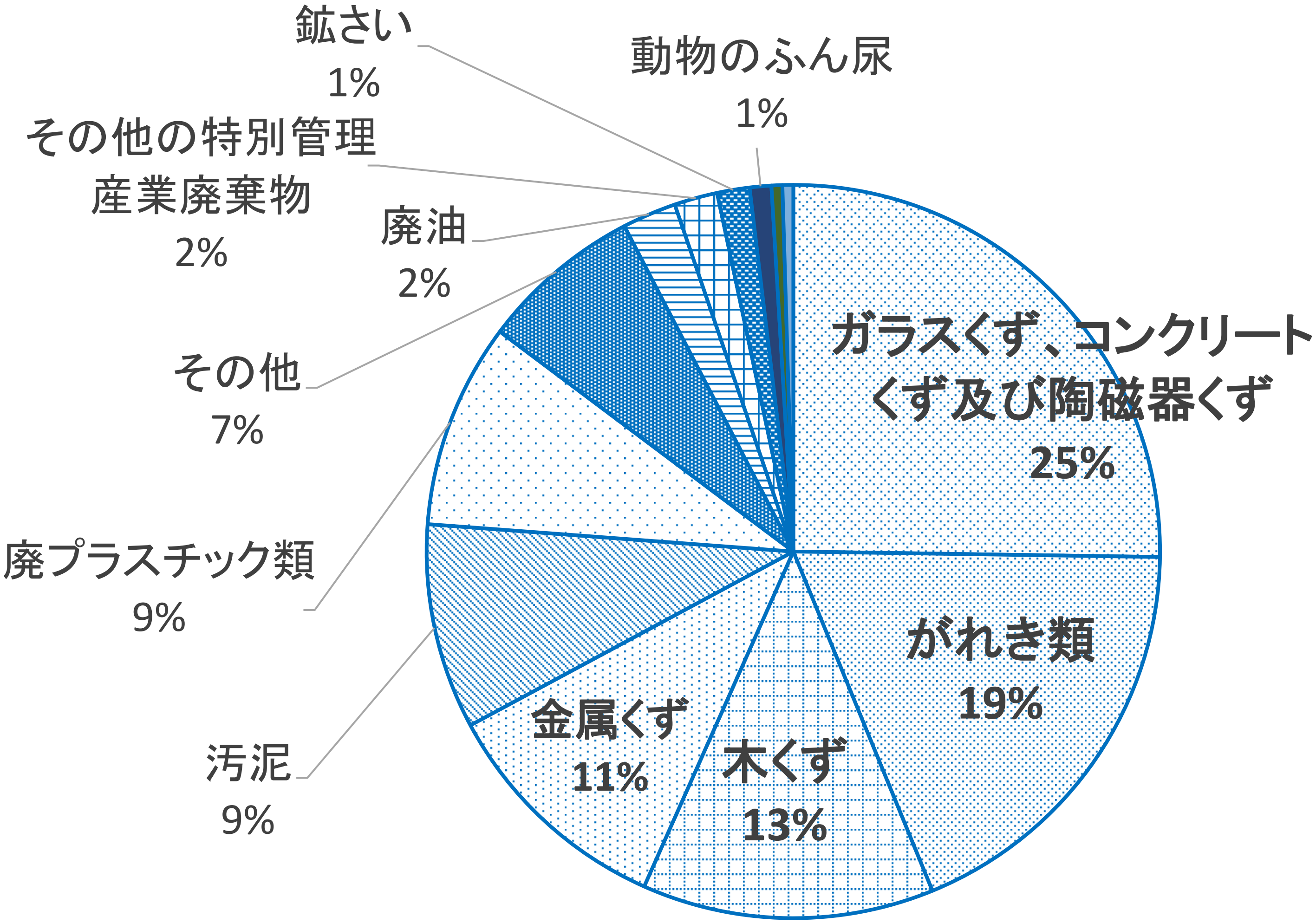

（参考集計）取引先業種別受託廃棄物の種類

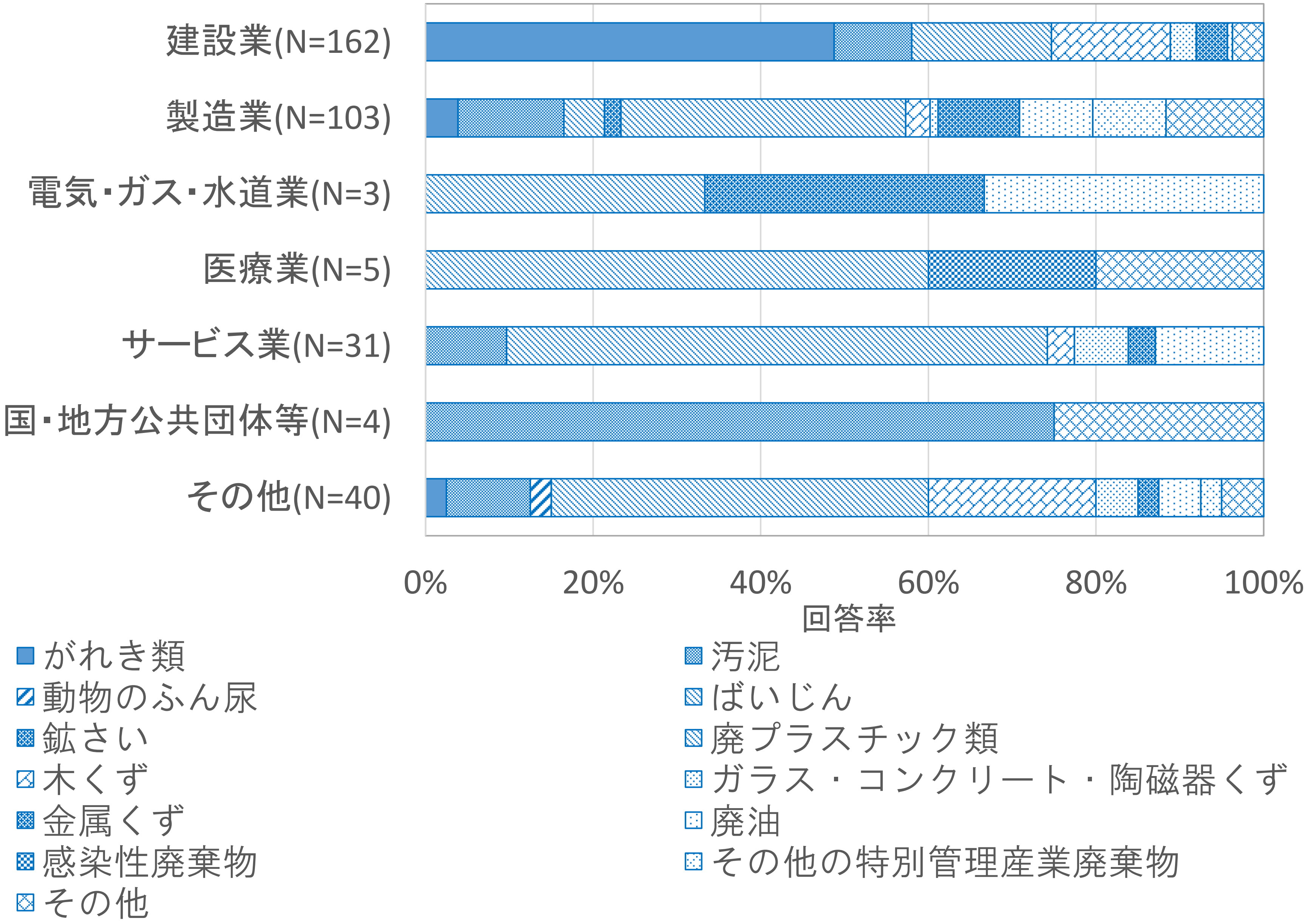

※（2）1位の廃棄物で集計

（N=348）

（3）貴社の処分方法を教えてください。処分方法が複数ある場合は主要な処分方法を選択してください。

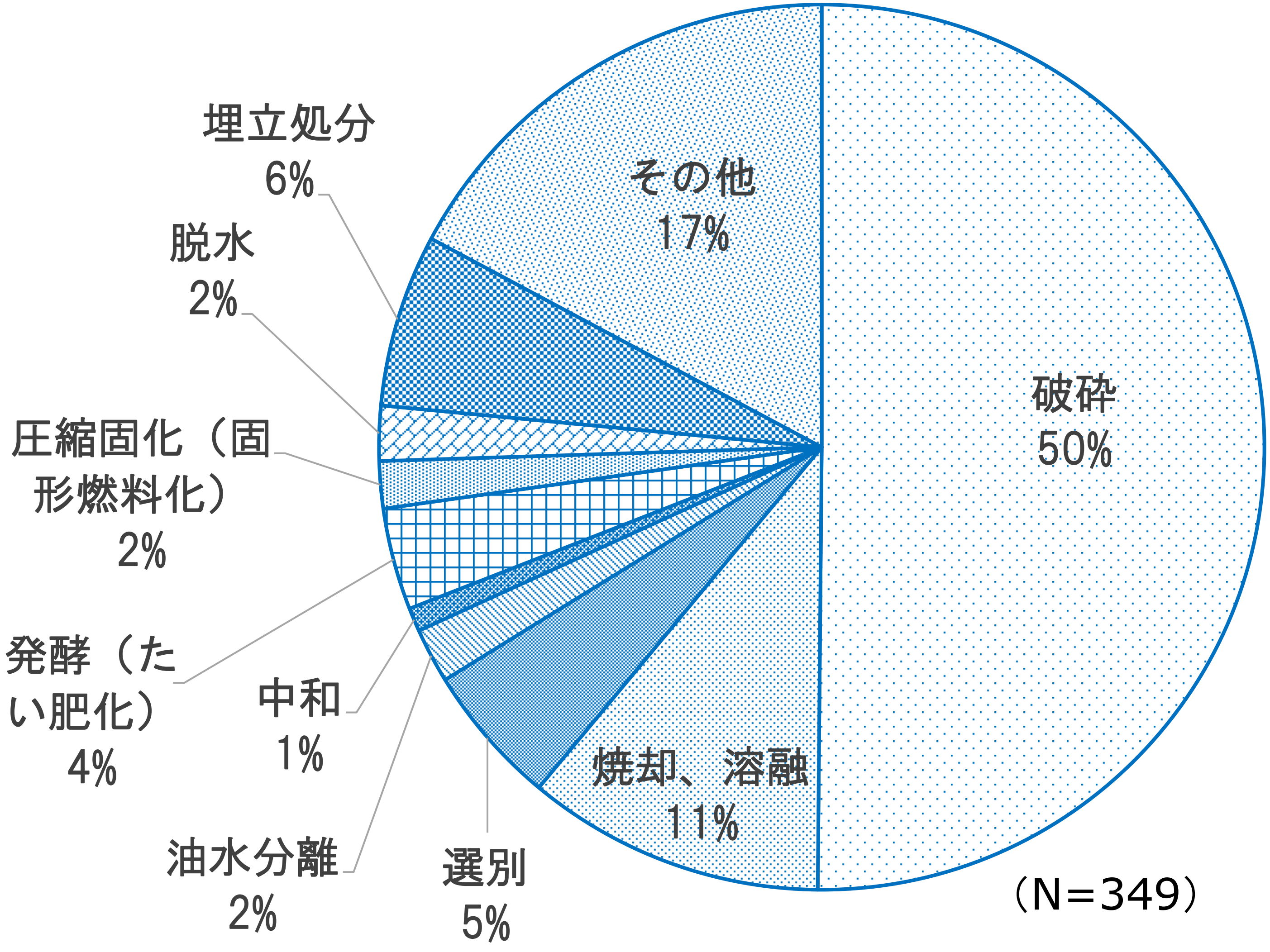

（4）貴社は電子マニフェストをどれくらいの期間利用していますか。

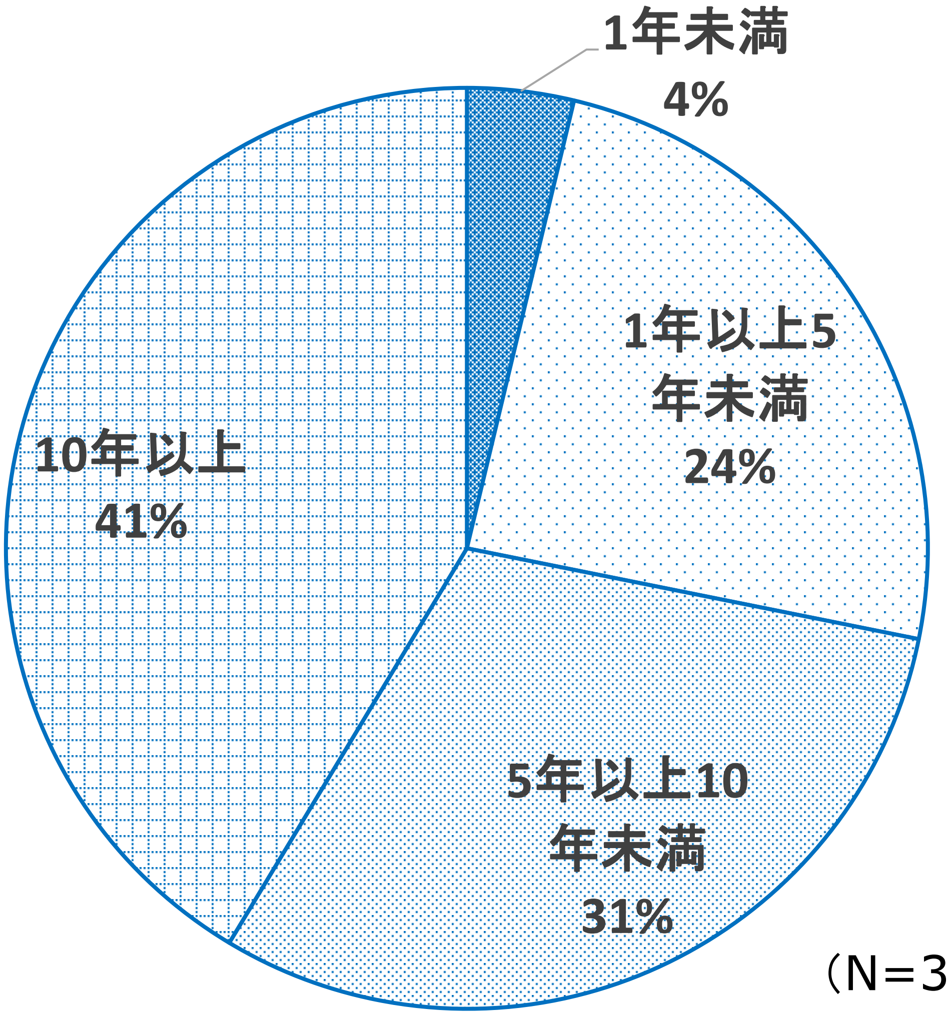

（N=348）

（5）電子マニフェストの導入を検討し始めたきっかけは何ですか。（複数回答可）

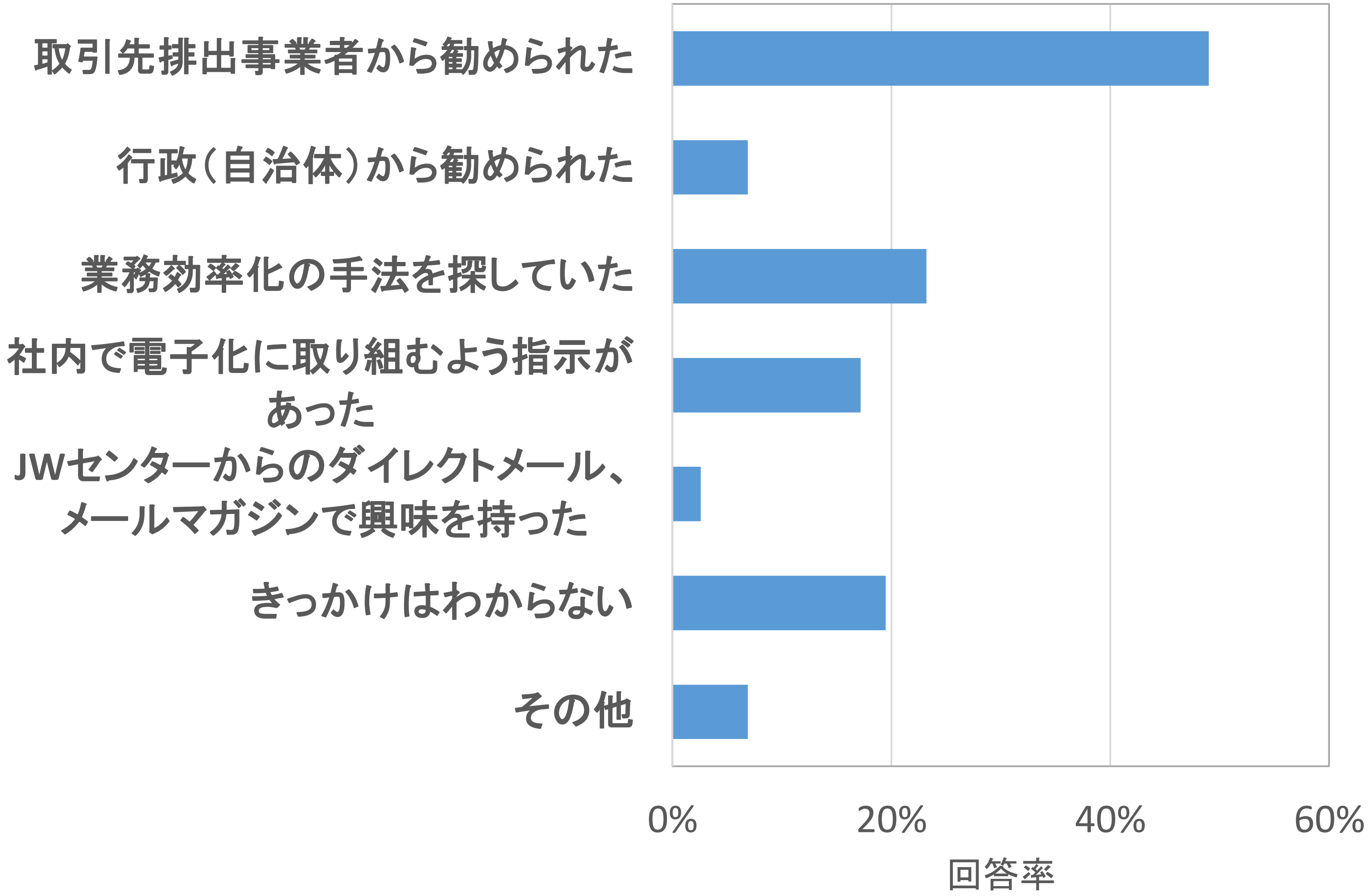

（N=349）

(6)電子マニフェストを導入した理由(導入前に期待していたメリット)は何ですか。(複数回答可)

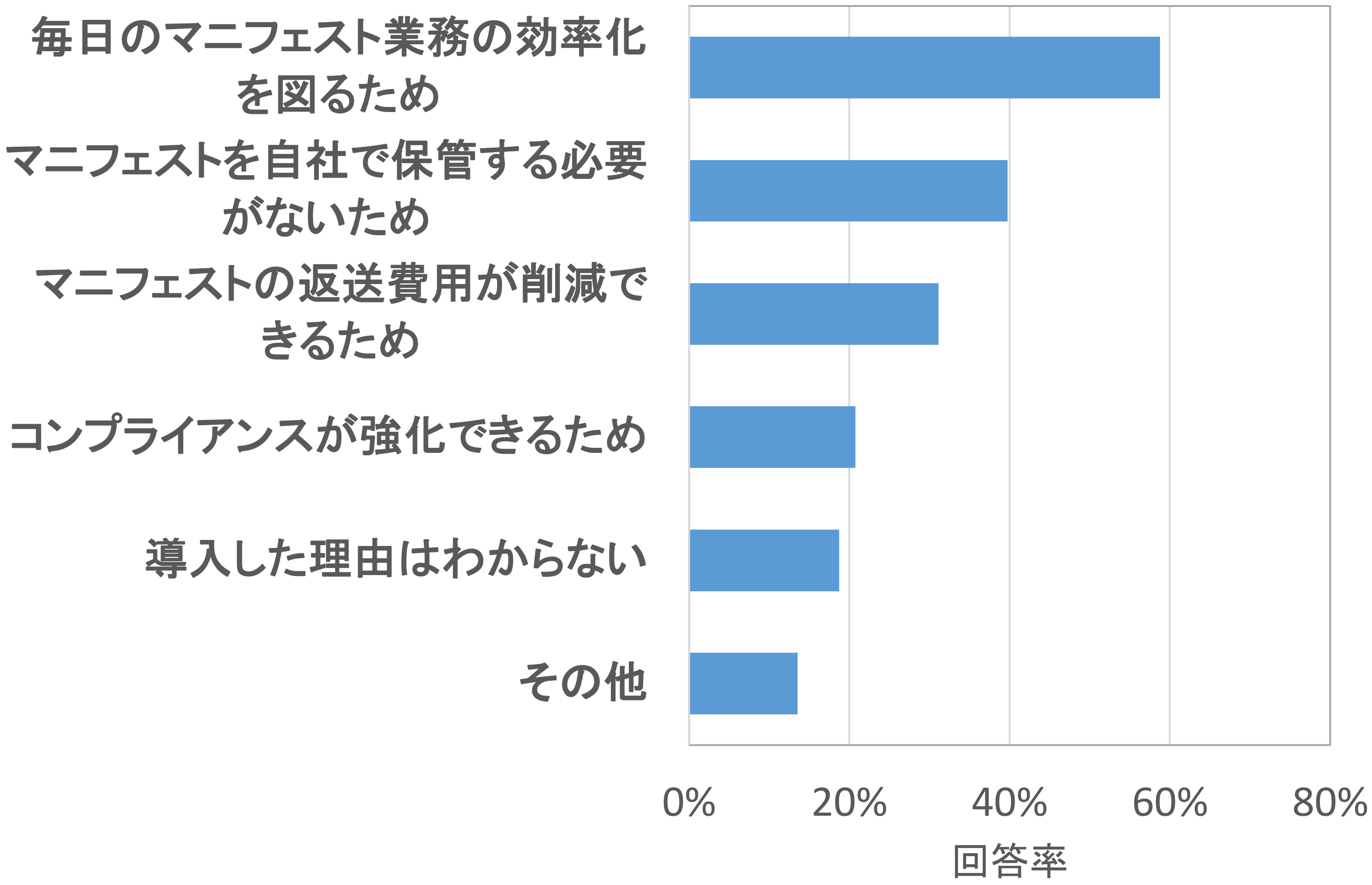

(N=347)

（7）電子マニフェスト導入までに検討や準備に要した時間はどれくらいですか。

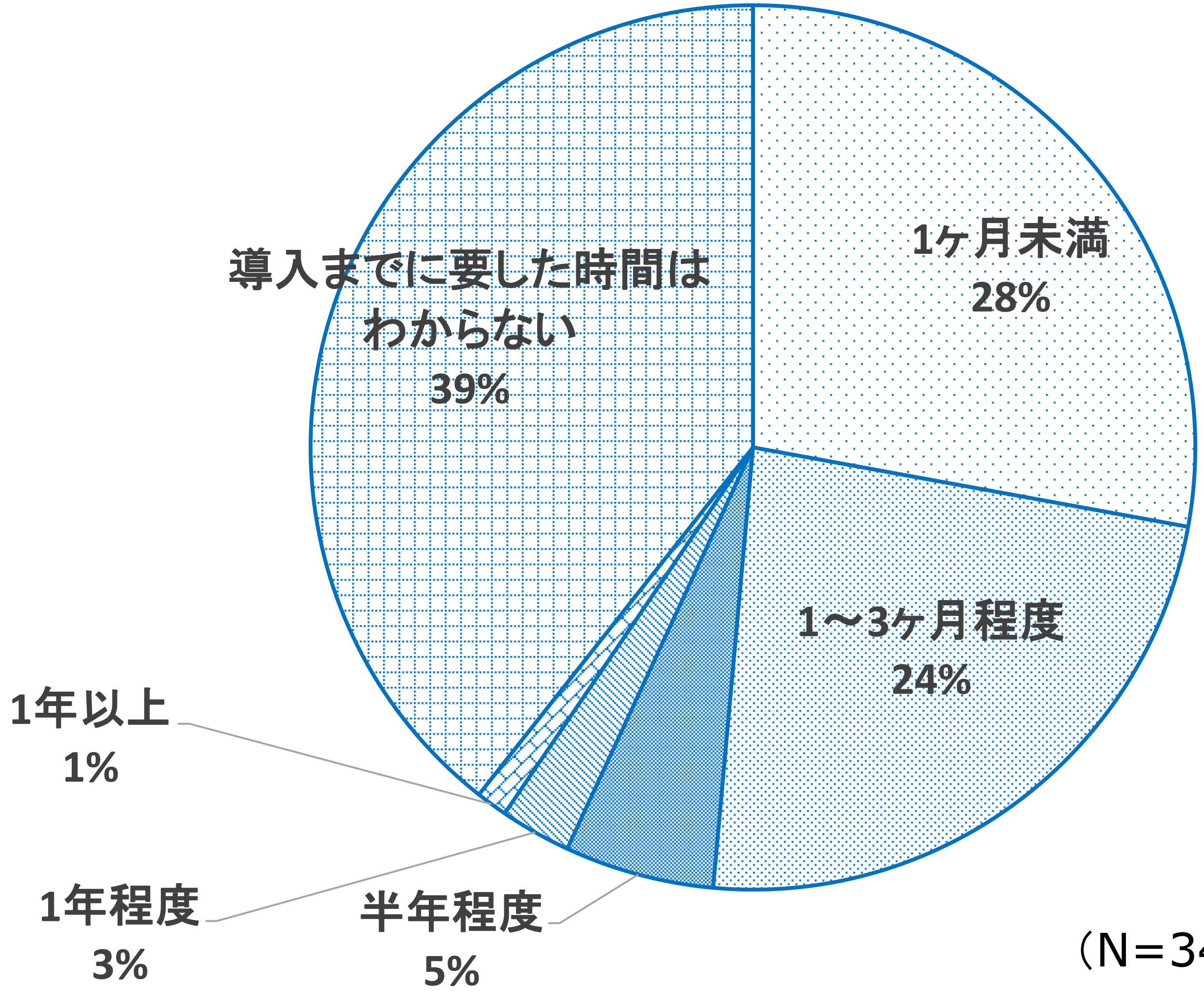

（N=348）

（8）電子マニフェストの導入にあたり課題となったこと、現在課題となっていることは何ですか。（複数回答可）

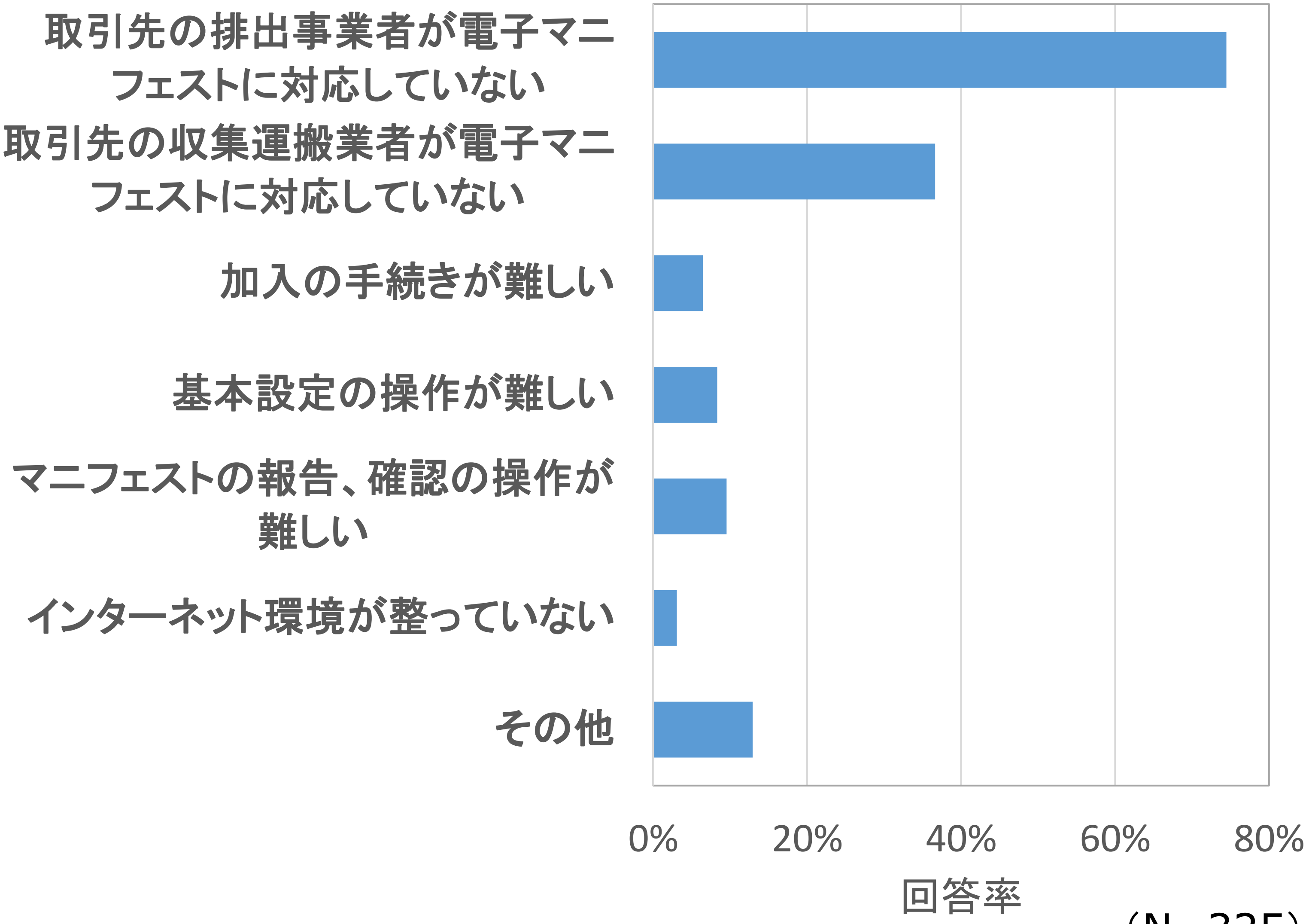

（N=325）

（９）今までに電子マニフェストの説明会に参加、若しくはホームページから説明ビデオを閲覧したことがありますか。（複数回答可）

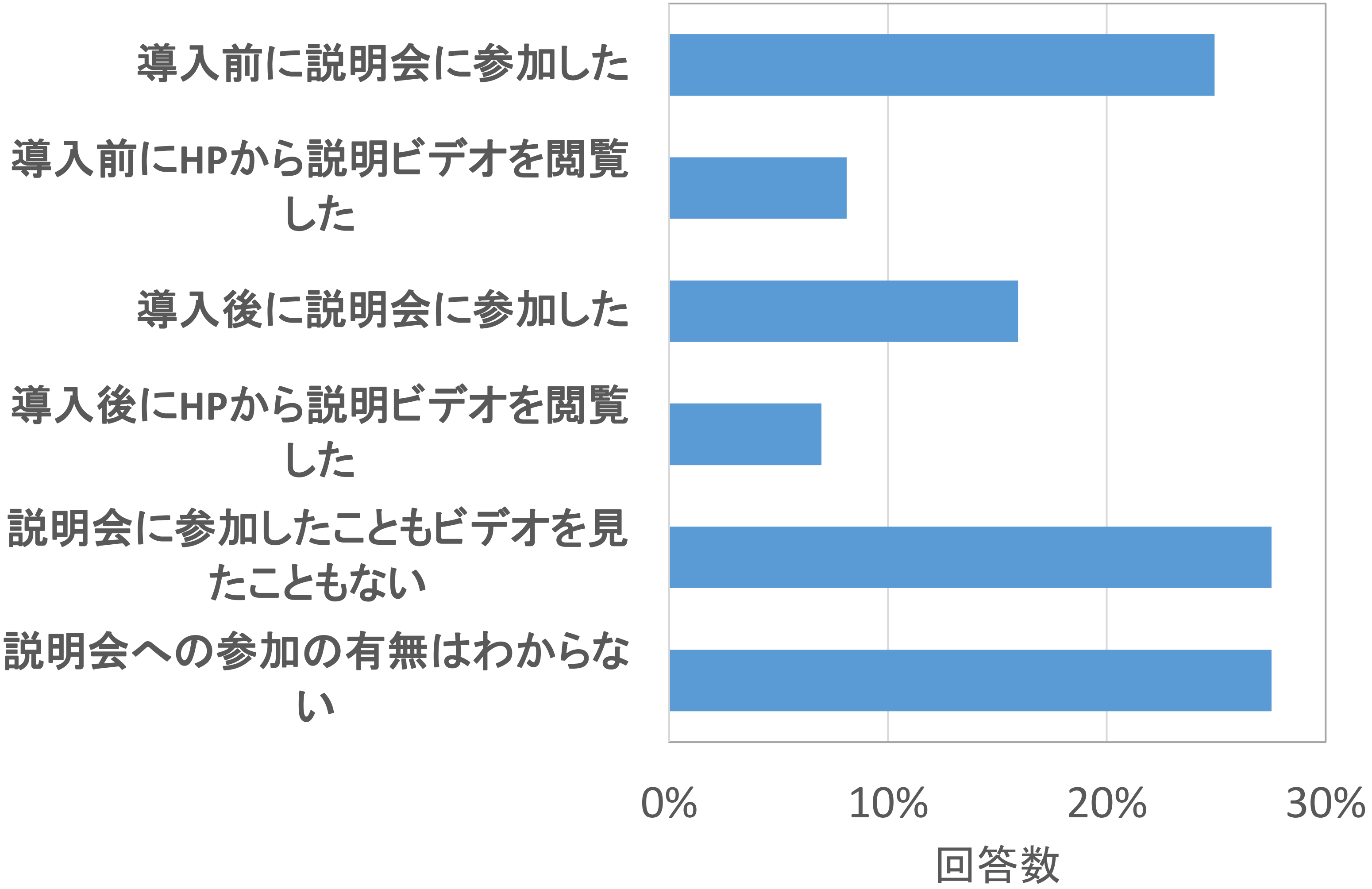

（N=345）

(10) 貴社の令和3年度、1年間のおおよそのマニフェスト取扱い件数を教えてください。

区分		最大値	中央値	平均値	変動係数
処分終了報告	電子(N=283)	310,167	500	7,166	4.00
	紙(N=275)	324,000	1,600	7,062	3.43
	電子化率(N=274)	**100%**	**32%**	**39%**	
2次マニフェスト登録・交付	電子(N=210)	44,748	0	554	6.39
	紙(N=216)	44,743	1	432	7.19
	電子化率(N=136)	**100%**	**19%**	**41%**	
最終処分終了報告	電子(N=241)	310,167	210	4,721	4.99
	紙(N=240)	324,000	394.5	5,766	4.24
	電子化率(N=205)	**100%**	**31%**	**41%**	

※　電子化率は、電子、紙マニフェスト件数の回答から算出
電子マニフェスト件数/（電子マニフェスト件数+紙マニフェスト件数）

（11）電子マニフェストの導入により、事務負担軽減の効果はありましたか

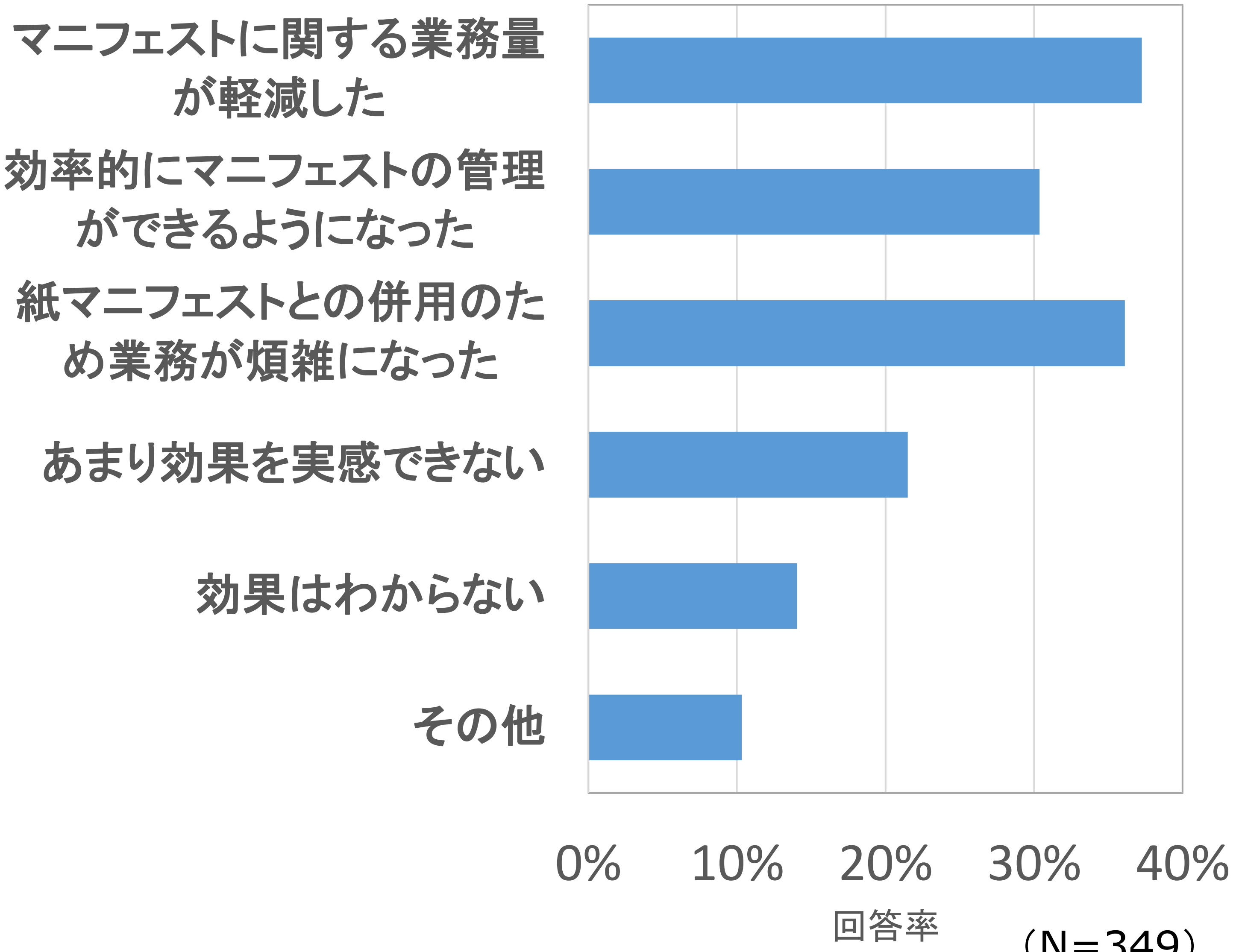

（12）マニフェストに関する業務について、1ヶ月のおおよその作業時間はどれくらいですか。

	平均（時間）
電子マニフェスト導入前(N=245)	244.7
電子マニフェスト導入後(N=278)	230.1

※収集運搬を行っている場合は、運搬に関するマニフェスト業務も含めた時間

※マニフェストに関する作業例

電子マニフェスト：マニフェスト登録、マニフェスト情報の検索、受渡確認票の印刷、運搬・処分・最終処分終了報告の確認、マニフェスト情報の修正等の対応

紙マニフェスト：伝票の記入、押印、伝票仕分け、伝票の仕分け・ファイリング・保管、マニフェスト情報の修正等の対応

(13)電子マニフェストの2次マニフェスト登録機能の追加や排出事業者の区分で加入しない理由を教えてください。(複数回答可)

加入区分(利用料金)参照:
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/payment/fee/index.html

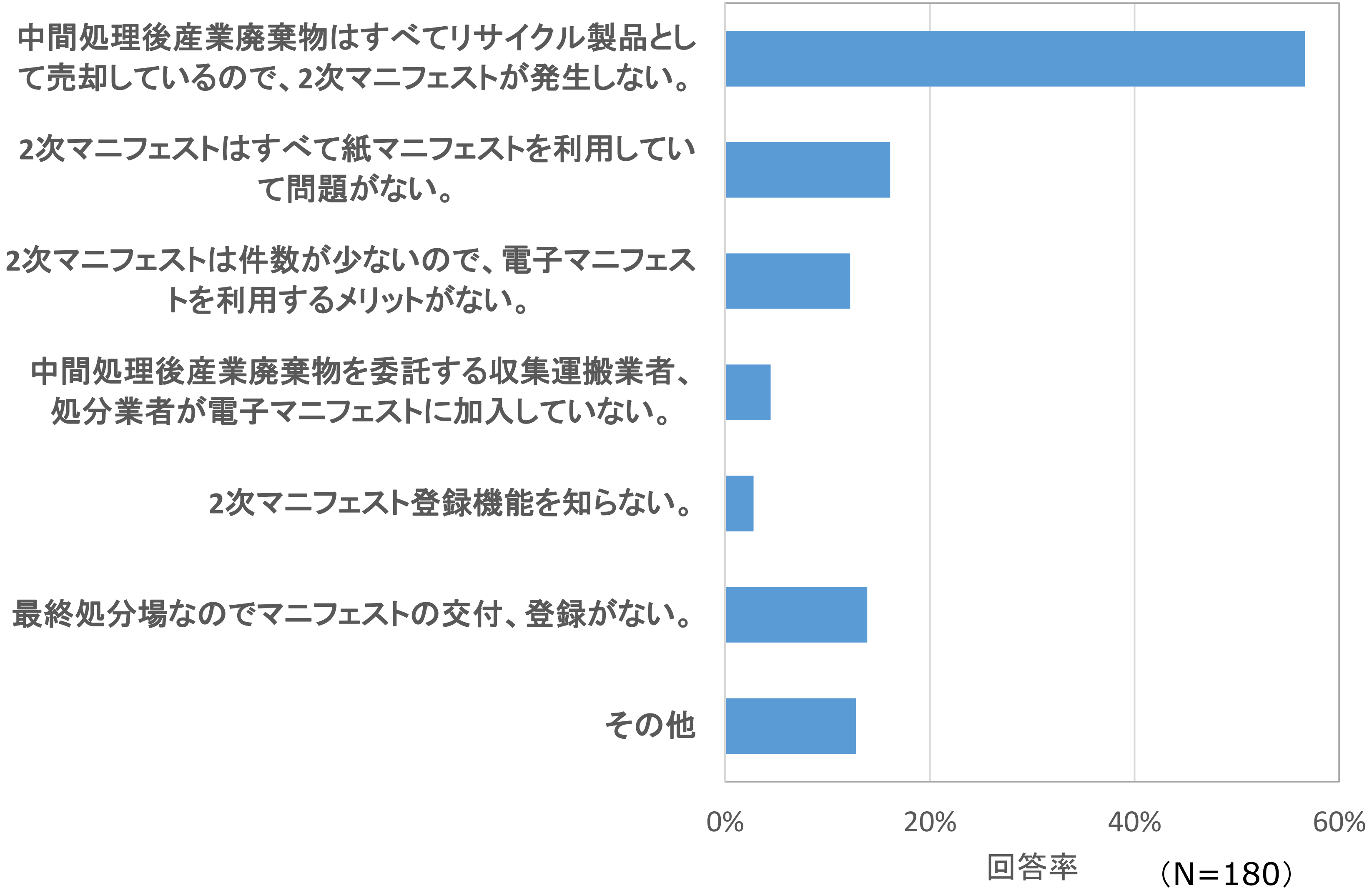

(14)マニフェストの業務(紙・電子)に関わっている人数(兼務、専任)についてご回答ください。運搬終了報告、2次マニフェストの登録・交付の業務も含めた担当者数をご回答ください。

マニフェスト業務担当者数(人)	最大値	平均
担当者数(N=338)	34	3.1
内兼務(N=333)	34	2.9
内専任(N=308)	7	0.7

（参考集計）
マニフェスト業務担当者数別マニフェスト件数・電子化率

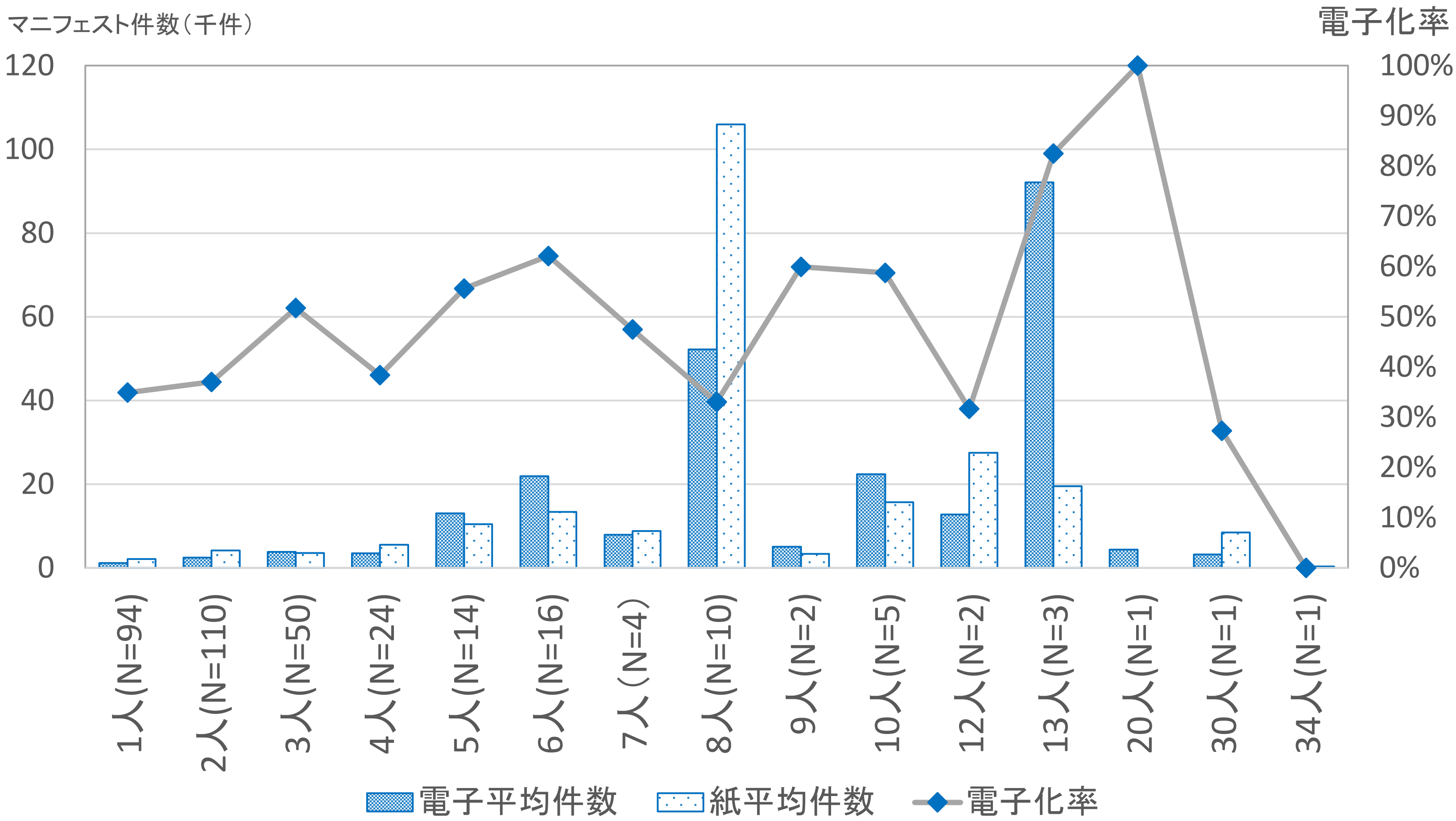

※　回答から担当者数別に1者1年間の平均マニフェスト件数を算出
※　担当者数別の電子、紙の平均マニフェスト件数から電子化率を算出
※　紙マニフェスト件数が多い担当者8人の事業者の内、専任7名が1者、専任6名が1者

(15) 電子マニフェストのご利用形態を教えてください。

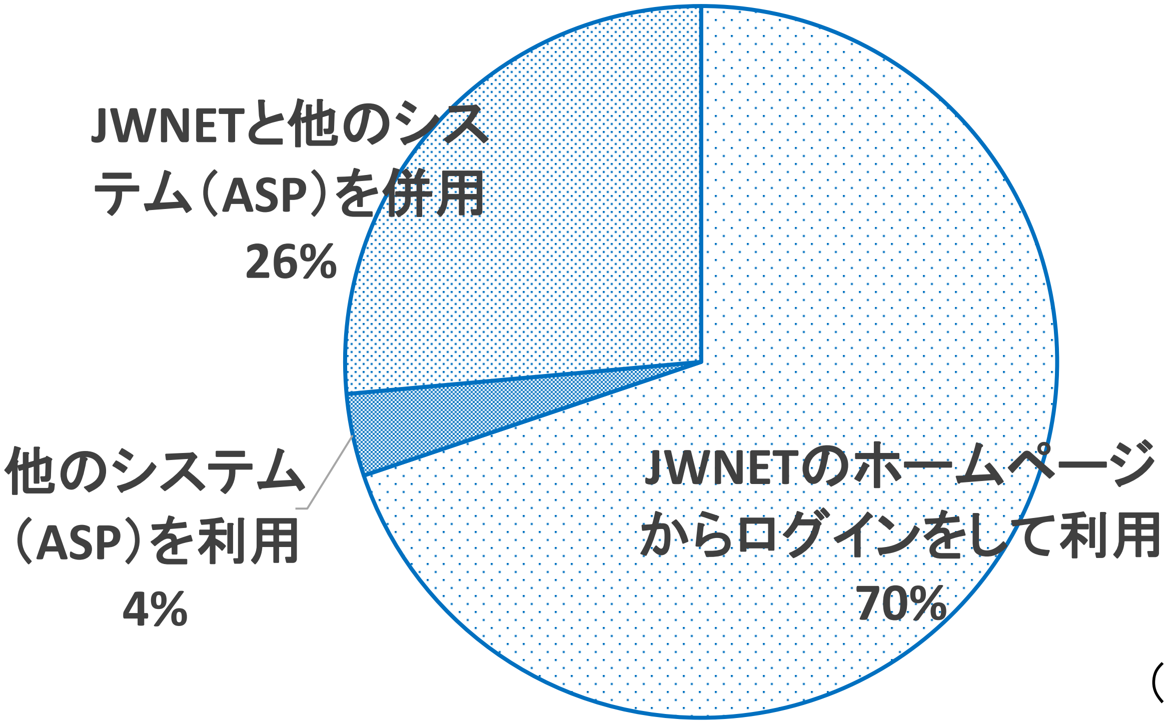

（N=348）

(16) (15)で他のシステムをご利用の場合は、利用しているシステム数を教えてください。

最大値	中央値	平均
6	1	1.8

（N=92）

(17) (15)で「JWNETのホームページからログインをして利用」または「JWNETと他のシステム(ASP)を利用」とご回答の場合、JWNETのサブ番号を利用していますか。

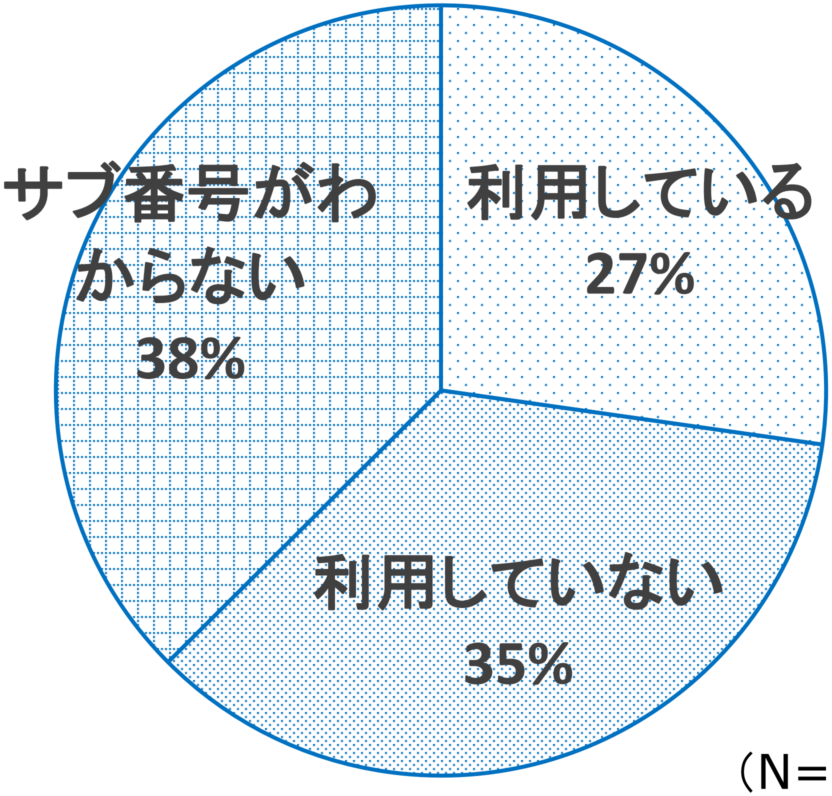

(N=323)

(18) (17)でサブ番号を「利用している」とご回答の場合、サブ番号をどのように利用していますか。(複数回答可)

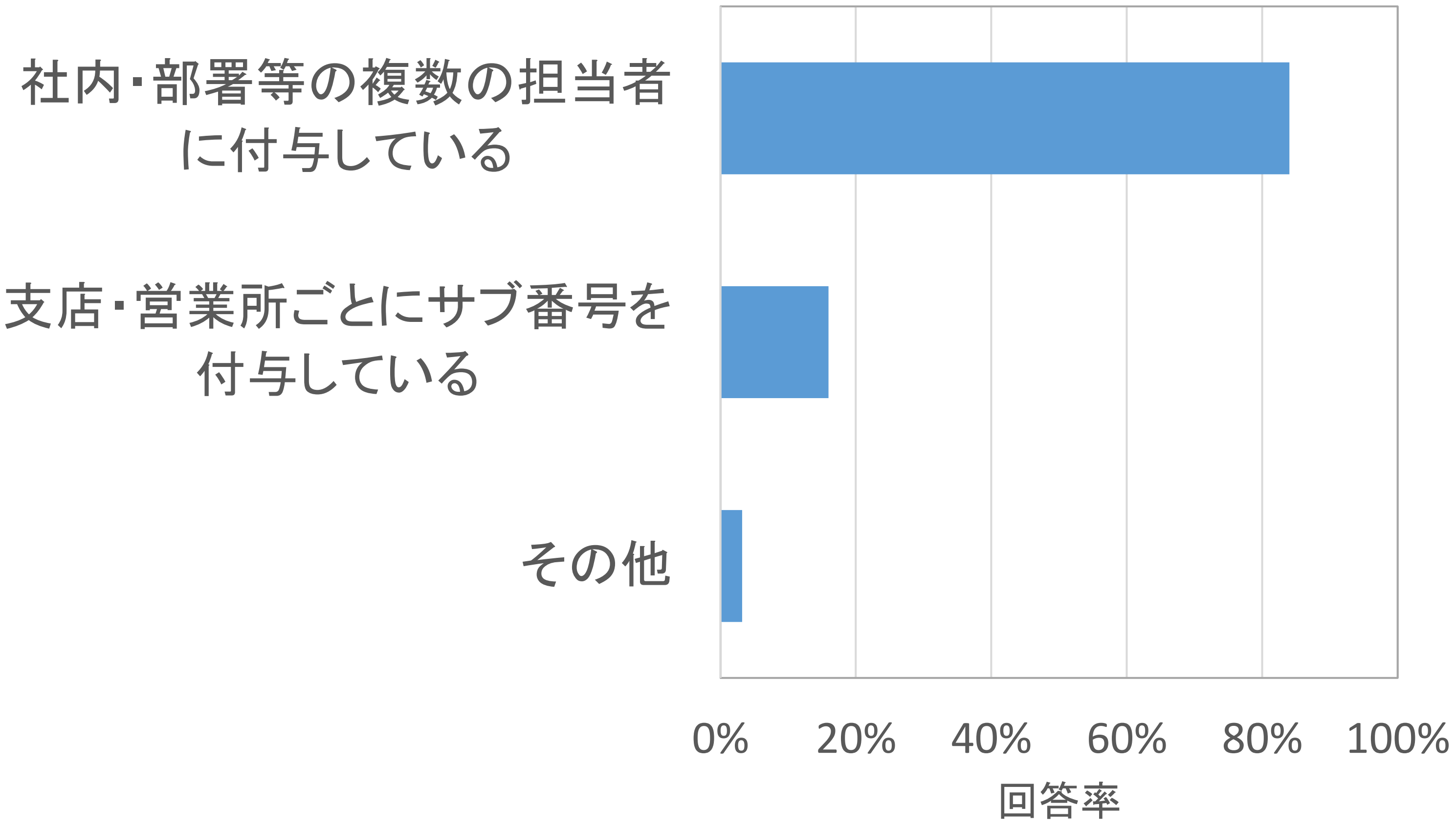

（N=94）

(19)電子マニフェストの数量確定者は誰ですか。

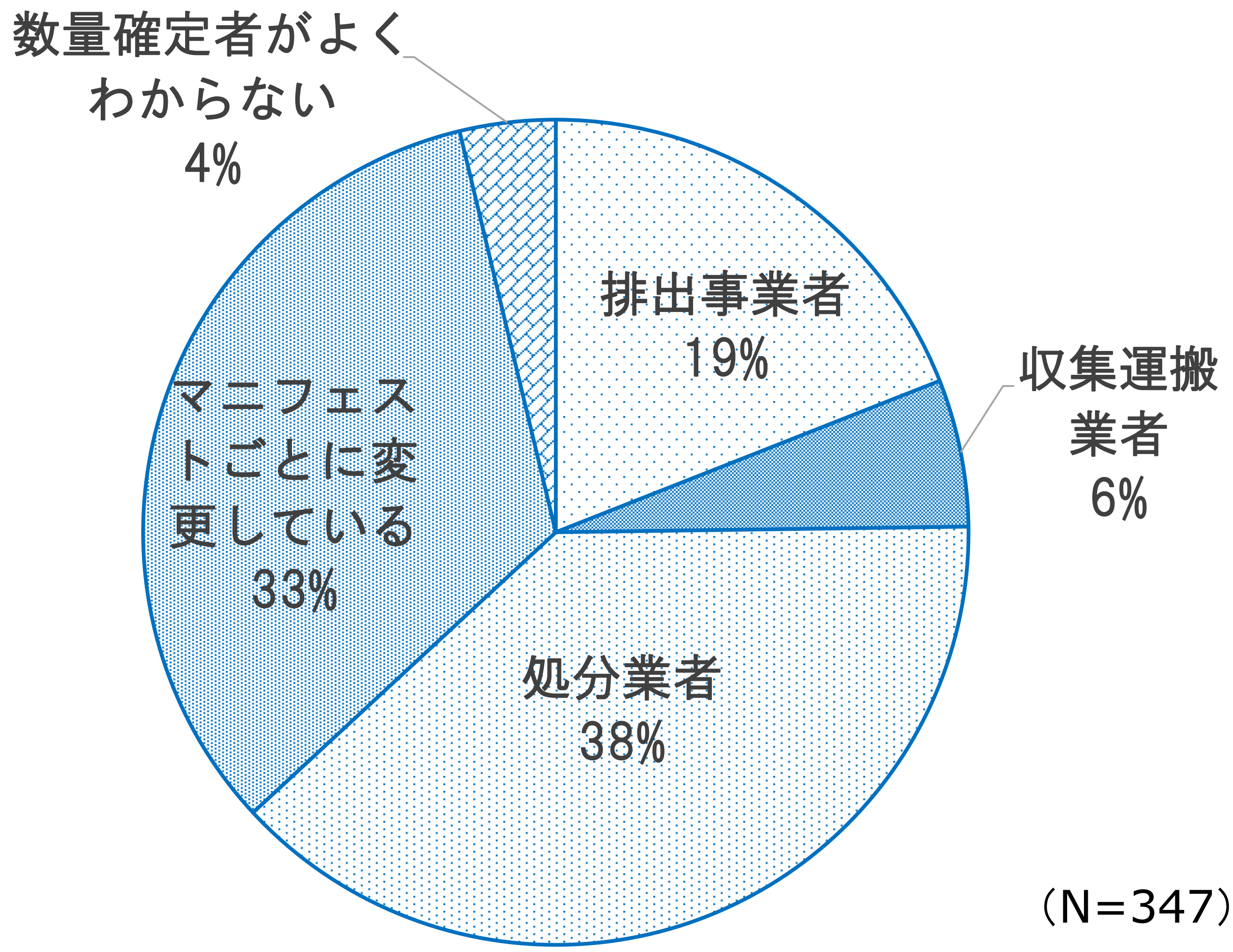

（N=347）

(20)移動式処理施設を電子マニフェストで運用する場合、どのように運用していますか。（複数回答可）

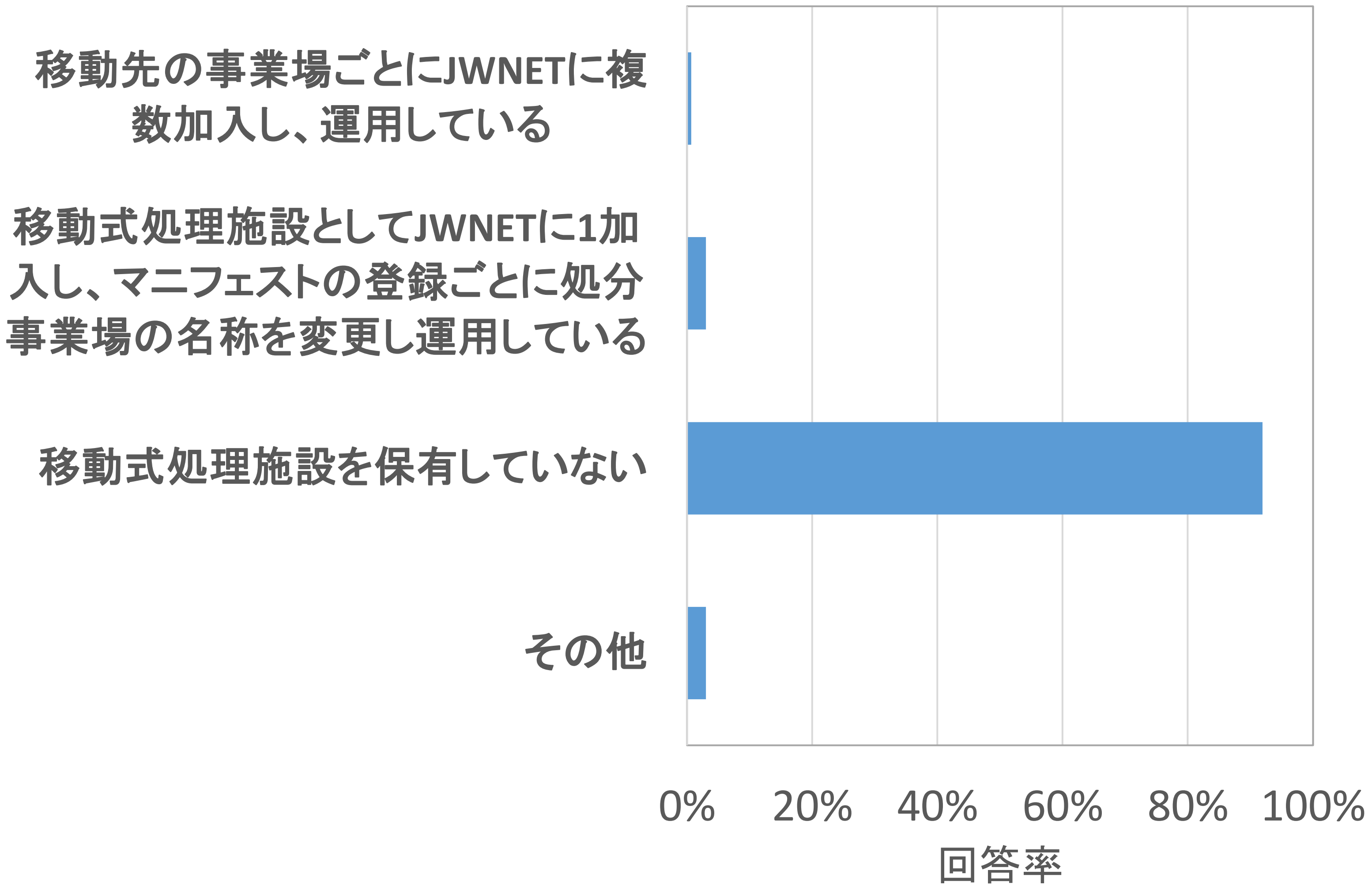

（N=298）

(21)電子マニフェスト情報はどのような用途で使用していますか。（複数回答可）

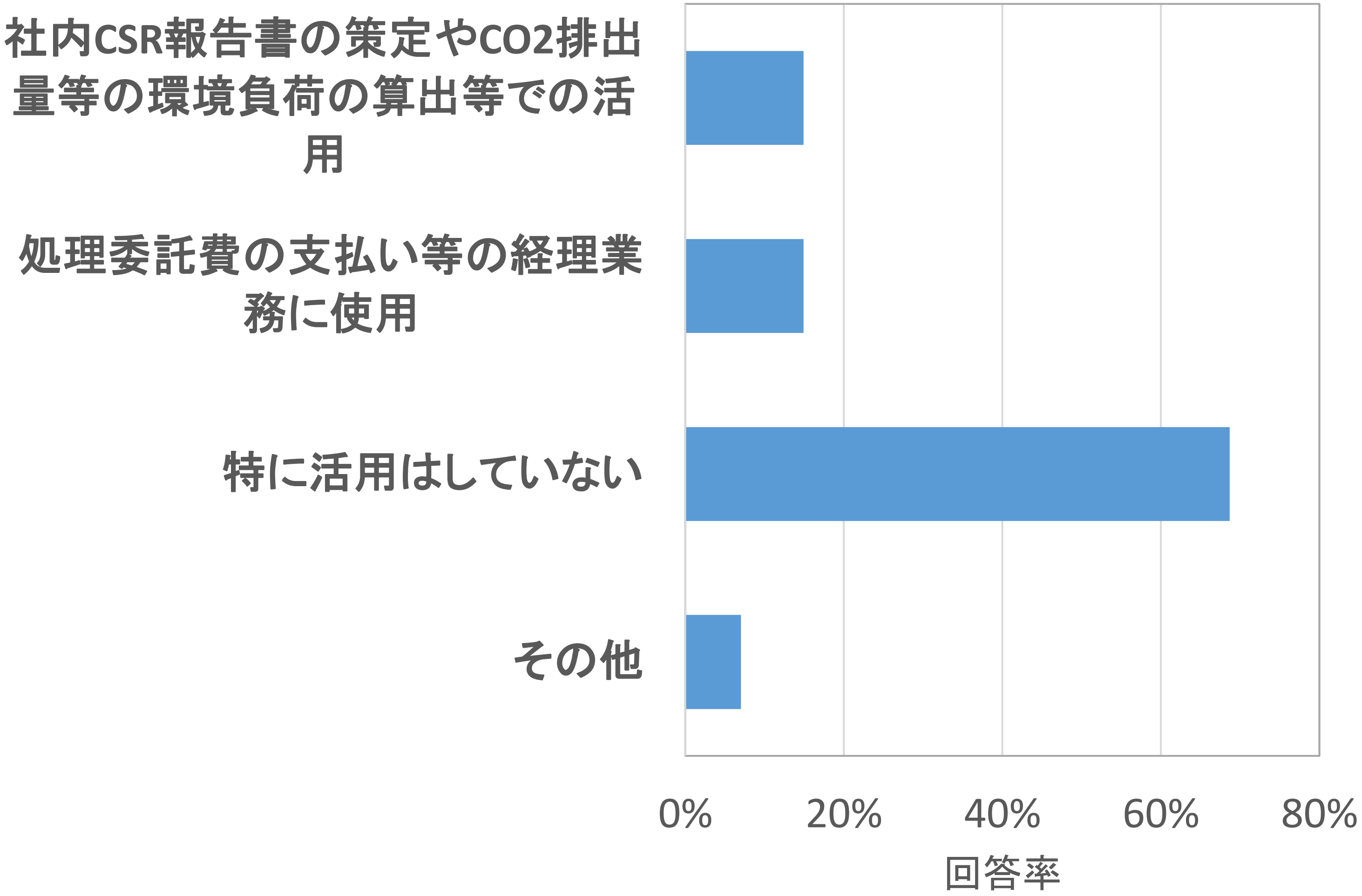

（N=342）

(22) JWNETのホームページで知っていることを教えてください。（複数回答可）

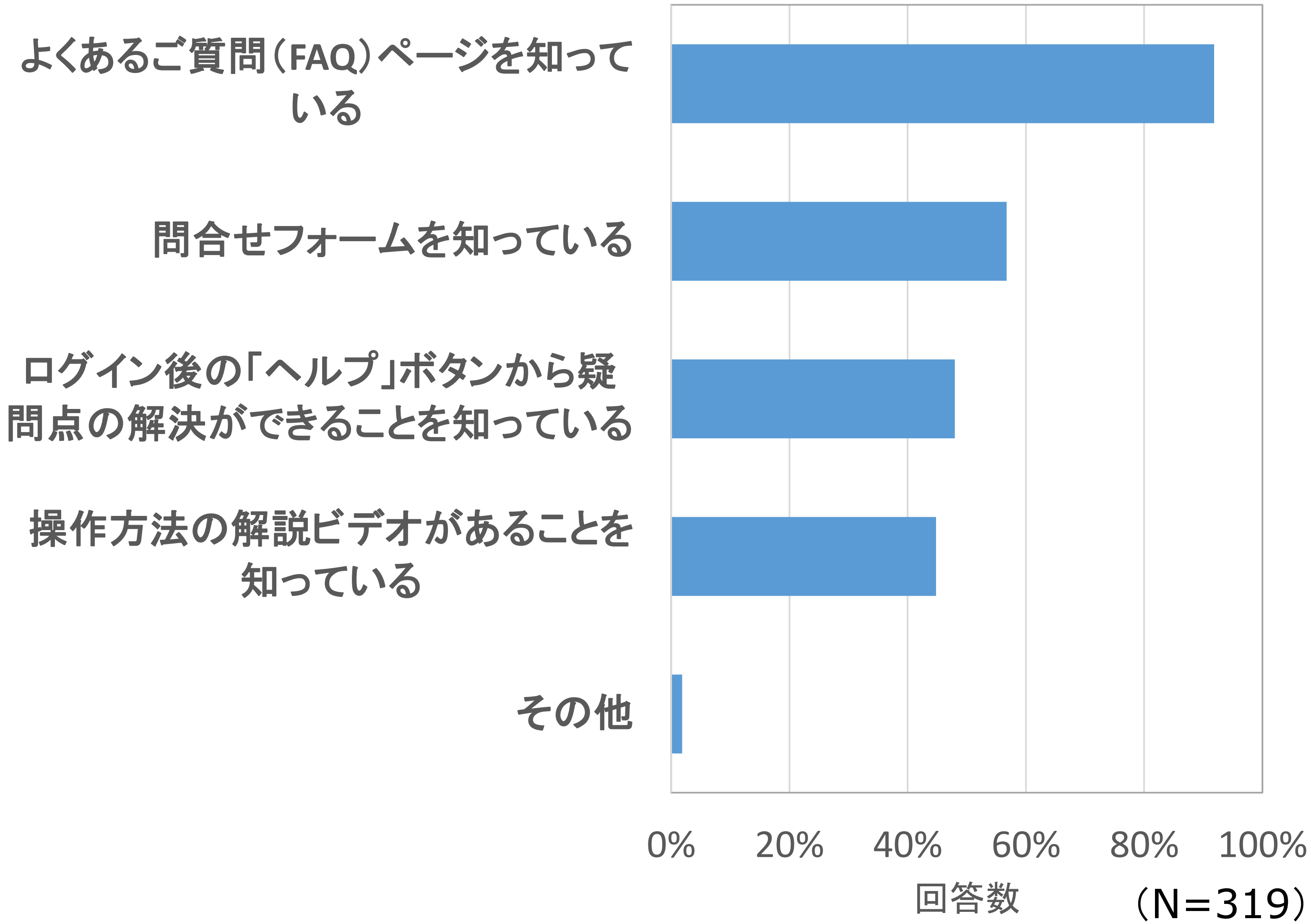

(23)当センターでは、2次マニフェストにおける電子マニフェストの利用が進んでいないと推測しています。どのような原因があるとお考えでしょうか。(複数回答可)

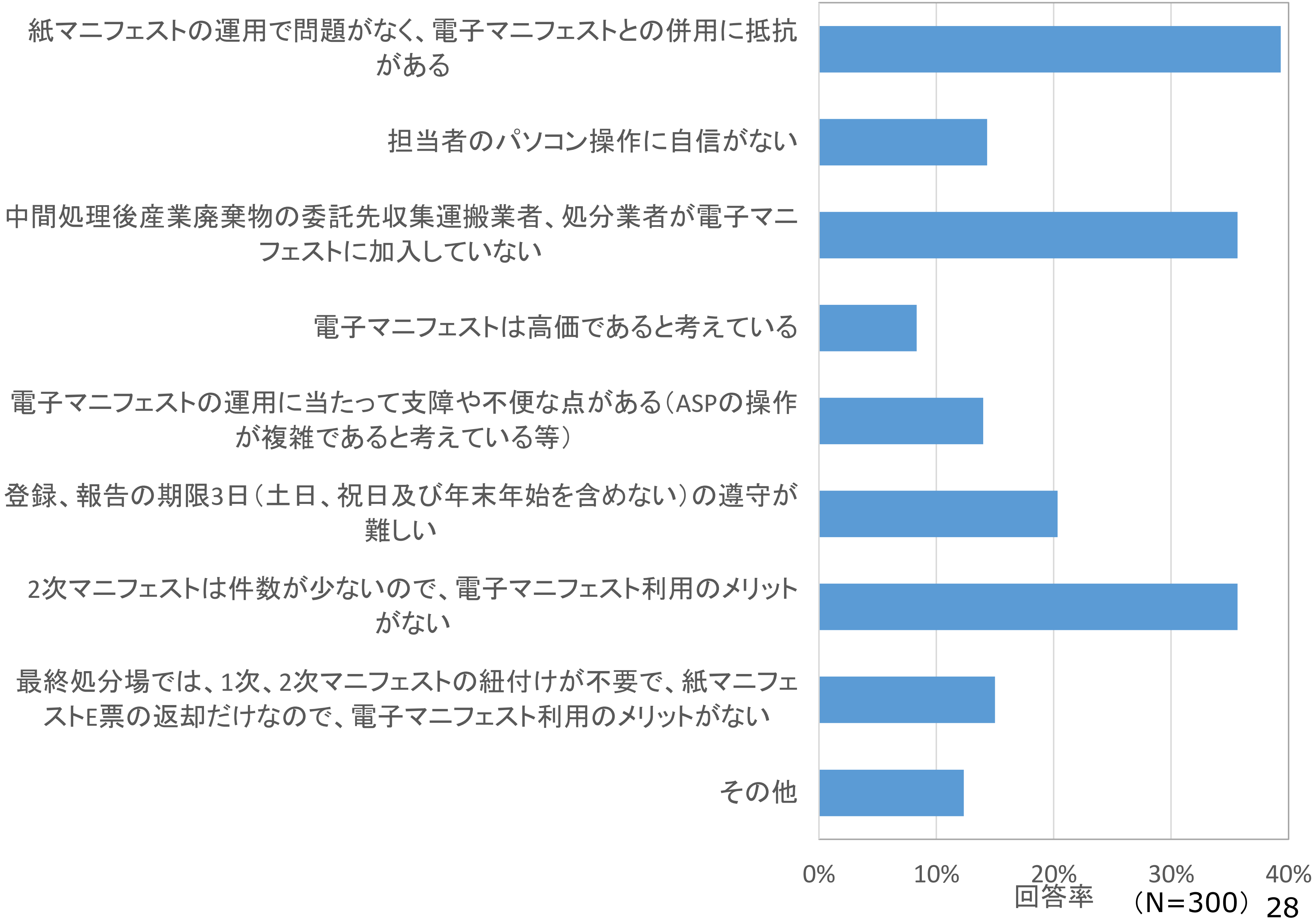

(24) 2次マニフェストにおいて、電子マニフェスト利用を推進するために工夫していることがありましたら、ご入力ください。

- 紙マニフェストを利用している取引先に、JWセンターの電子マニフェスト導入案内を送付している。
- 収集運搬及び処分業者に加入を促進する。
- 自社システムに専用のデータ取込口を設けてシステム内で紐付けができるようにしている。
- 取引前に加入の有無を確認し、加入者番号、公開確認番号のヒアリングを必須としている。

５．主な結果・考察

- 建設業、製造業に関連する廃プラスチック類、がれき類、汚泥、木くず等の処分を行っている回答が多数であった。
- 半数以上の処分業者が検討を始めてから3ヶ月程度で電子マニフェストを導入していた。
- マニフェスト取扱い件数や電子化率の平均から、電子マニフェストより紙マニフェストの利用が若干多いことがわかった。電子マニフェストの導入で業務が軽減されたと効果を実感している一方で、紙マニフェストとの併用で業務が煩雑になったという回答も同程度の割合であった。
- ２次マニフェストは、中間処理後にリサイクル製品として売却してマニフェストが発生しない場合が多数で、件数が少ないため電子マニフェスト利用のメリットが感じられないと考えられる。
- 電子マニフェスト説明会参加なし、説明ビデオ閲覧なしの回答があるほか、ホームページのFAQを知っている（参考にしている）回答が多かった。ホームページ情報の収集だけで導入しているケースが考えられる。

６．電子マニフェストへのご意見･ご要望

＜処分操作･運用1＞

- 予約登録のマニフェストを処理または処理予約できないか。
- 予約登録の段階で、処分業者や収集運搬業者を確定させる必要はないのではないか。
- 同じ現場から同じ車両が搬入する場合は、１枚で複数の数量を入力ができれば手間がはぶける。
- 電子メールによる、「マニフェスト情報登録通知」は、「排出事業場名称」ではなく、「排出事業者名」での通知に改善を希望する。処分報告業者は、委託契約先として管理しているため、排出事業場名称での通知では排出者（委託契約先）の情報が分からない。
- 最終処分終了報告の際、収集運搬業者で検索可能となるようにしてほしい。感染性廃棄物は1つの収集運搬業者が複数の医療機関の廃棄物を搬入する。このため、１箇所ごとに排出元を検索しての処分終了報告は、作業効率が著しく悪化する。

＜処分操作・運用2＞

- 処分業者の定型処分方法等を登録できるシステムテーブルを作成し、排出事業者が選択することで誤った登録で運用するケースを抑制できることで、処分業者の負担が減る。
- 中間処理後、最終処分の期限間近のメッセージが欲しい。
- 期限切れ間近は10日前にもメッセージがほしい。
- 排出場の検索条件は完全一致ではなく部分一致にしてほしい。
- 廃棄物種類が多すぎるので選択しやすく工夫してほしい。
- 処分報告処理の小分類抽出もできるようになると使いやすくなると思う。処理の際の抽出をもう少し詳細にできるようにしていただきたい。
- マニフェスト検索項目に処分場搬入日を増やしてほしい。
- 処理委託契約と電子マニフェスト情報を連動してほしい。
- 電子契約と一体化してほしい。
- 処分担当者を入力すると、報告者、収集運搬者が全部入力されて、いらいらするので改善してほしい。

＜修正・取消＞

- 変更修正したい場合、排出業者の承認を得られないと変更修正ができないことで時間がかかり不便である。
- 修正・取り消しの依頼について、排出者様が通知を確認しておらず、期限切れ取り消しになることが多い。
- 電子マニフェストのシステムの中で本登録のお願いや修正のお願いが連絡できるようになるとよい。
- 使い方のよく解らない排出業者がマニフェストの枚数を実際より多く発行した場合の修正や通知がしたい。
- 処分側にも通知の権限がほしい。
- 排出事業者、もしくは収集運搬業者が間違えて件数を多く入力してしまった場合、処分業者でも削除依頼などできるとよい。
- 弊社は処分業の加入区分が2事業所あるため、排出事業者の登録間違い等で変更の依頼をしたりで、スムーズに報告ができなく、時間を有することが度々ある。

＜報告期限・登録期限＞

- 3日ルールから紙マニフェスト返送のように、10日とはいわないが7日程度の期間緩和。1番困っているのは排出事業者がなかなか登録してくれない場合である。日付入りで予約登録をした際にマニフェストが自動登録されるとよい。
- マニフェスト登録の遅い排出事業者への警告を出してほしい。
- 予約登録のままで3日以内の登録がされないことが多々ある。
- 排出者の電子マニフェストへの登録猶予日数の廃止を求める。紙マニフェストは搬入時の携帯が義務化されており、このタイムラグは発生しない。引き渡し後、３日以内の登録とされているが、排出者がこの期間内に登録しない。受け渡し票の発行で、登録が完了していると勘違いしていないか。システムを理解していないように感じる。マニフェストの処理担当者から、排出者に再三、登録を促しても改善しない。よって、処分報告ができない。また、未登録状態が長期化する場合は、マニフェストの報告期限に間に合わない可能性がある。改善を要望する。

＜操作性・画面＞

- 操作の簡略化（効率化）。例えば運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、運搬報告と処分報告の画面切り替え（現ログインし直し）をワンクリックで出来る等。
- JWNETのインターフェース等、もう少し誰にでもわかりやすく見やすく使いやすいサイトになるように研究・改良をしてほしい。
- JWNETの画面が見辛いので、2次マニフェスト等、同一搬出先への同日複数搬出があった場合などは検索しきれないと思う。
- 操作・閲覧をもっと簡略化して頂きたい。
- シンプルになる様に改善を希望します。
- システム自体もう少し簡単にならないか？（例）処分業者入力時、間違いがあれば、その時点での修正が出来ない等。
- 報告のあとのログアウト後にサブ画面が残ってしまうのを改善してもらえたらうれしい。
- 電子マニフェストの処分報告を行う際、一定時間を経過すると、ログアウト状態となる。作業効率が悪化するため、タイムアウト機能の廃止を要望する。
- 電子マニフェストシステムは、排出者側に立った設計となっている。排出者から見れば、処理業者と1対1の関係だが、処理業者（処分終了報告のみ）から見れば、1対多数の関係である。処分報告のみを行う者がもう少し、使い勝手が良いシステムとならないか。
- 受渡確認書を印刷して携帯するのはエコではない。かえって作業量が増えた感覚がある。

＜マニフェスト情報の照会＞

- マニフェスト照会で条件に合うものすべてを直接ダウンロードできないか。
- マニフェスト参照画面で、引渡日検索はあるのに、処分業者の受領日検索がない。受領日検索機能を追加希望する。
- マニフェスト情報抽出の期間を1年くらいに伸ばしてほしい。
- マニフェスト情報のダウンロードは500件ごとに行う必要があり、年度の情報を一括して使用する場合に煩わしい。
- 一度の操作で扱えるデータ件数が少なすぎる。EDIシステムが時間100件は少なすぎる。

＜行政報告＞

- 自治体の担当者によって言うことが違うと処分会社として困ることがある。圧倒的に廃掃法を理解していない関係者が多い。電子化にシフトチェンジしていきたいのであれば廃掃法の基本だけでも理解できるような機会を設けるべき。システムだけ作ったところで使用者が理解していないようでは（操作方法ではなく）まるで意味がない。本当に何とかしてほしい。
- 年次報告書の提出を行ってほしい。
- 処分実績報告書（年度分）にも登録件数が表示されるとよい。排出は登録件数が表示されているため。
- 処分での電子マニフェストの運用で、電子マニフェスト分の県への処理実績報告を免除頂ける様になるとありがたい。

＜ASP＞

- ASPを利用している排出事業者が情報の入力を収集運搬業者や処分業者に任せることがあり、排出事業者責任の原則を崩しているのではないかと考える。また、承認がされないことがあり電子マニフェストの運用に支障をきたすことがある。
- ASP業者を介したシステムなど、排出事業者ごとに違うシステムの利用を求められるため、管理・操作が非常に煩雑になっている。また、ASP業者によっては、ASP利用メリットのない処分業者にも利用料の支払いが求められており、電子マニフェスト化によってコストが大幅に増加している。ASP業者の運用方法に対しても一定の規制をかけるべきと考える。
- 処分・最終処分の処理をする時点で間違わないように他社のASPが分かり易くしてほしい。
- ASPは処分の数量確定者を処分業者とすべきである。

＜マニフェスト制度＞

- 電子マニフェスト、紙マニフェストともに記入・入力方法が明確な手順書のようなものが欲しい。
- 普通マニフェストと建設系マニフェストの統合（処理が複雑になる為）。
- 紙マニフェストの廃止を法的に進めて欲しい。（搬入時は現場都合で紙でも良いが、電子に切替えて紙は破棄、保管・報告は電子で出来るようにして欲しい）
- 各種紙マニフェストと電子マニフェストを統一できないか。そもそもマニフェスト作成資格者制度すら必要な細かい作業になっている。

＜問合せ対応＞

- 操作方法を簡単にし、講習会等を頻繁に行ってほしい
- 問い合わせしたくてもなかなか電話がつながらない。コロナウイルスによる在宅ワークは理解できるものの、本当に困った時に意味がない。

＜電子マニフェストの普及＞

- すべての産業廃棄物の電子マニフェストを義務とし、JWNETの加入費用・利用料を無償にしてほしい。
- 建設会社・作業所へのアピールが必要。
- 電子マニフェストが難しいものと考えている排出事業者が多いように感じる為、建設協会等の協会に便利で簡単なものだと働きかけてほしい。
- 私たち処分場はともかく、一般的な排出事業者は費用等の問題から電子マニフェストの導入は敷居が高いと思う。紙が一部で必要になるため、電子の恩恵が限定的であると思う。
- 近年産業廃棄物処理において事務的な代理をする会社が増えているが法的な整備が必要ではないか。
- マニフェスト1件についての金額が高いと感じる。
- 小規模事業者が多いが加入者が少ない。加入費用に見合わないため補助など一時的な費用の無料化など検討してほしい。
- 搬出業者や収集運搬業者の電子マニフェストの普及率が進むことによって事務の手続きが簡素化されてよい。

＜その他＞

- 排出事業者が電子マニフェストの運用方法を理解して、しっかりマスターしてから運用してほしい。（使用方法の問い合わせが処分会社にくる。）
- 不可一体物（例：おもちゃなどのプラと金属の混合物）は産廃の種類が分からない。
- 団体登録については複数名で加入登録を行いたいので、利用代表でもサブ番号がほしい。
- こういう意見を提出できるフォームがほしい。
- 電子マニフェストデータ作成について、統一化したルールがほしい。
- 新規加入者の基本料金を都度請求しないでほしい。（振込手数料がかかる）
- 料金支払代行者の変更時に基本料金を請求する事は見直してほしい。
- 入れ替わりの激しいドライバーにパスワードを教えたくない為、結局は印刷したものに数量を手書きして携帯し、後から事務所での入力作業となってしまう。スマホアプリなどで本部から連携の許可が選択できるなど出来たら良いと思う。
- 複雑な廃棄物を取り扱い上でも法令順守が必要であり、電子マニフェストにおいては運用面で柔軟な対応が難しい印象を持っている。手続きミスや報告の漏れなどを懸念している部分もある。

【謝辞】

アンケート調査にご協力いただいた電子マニフェスト利用者の皆様に感謝申し上げます。